

## 廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

## 1. 事業の概要

我が国では、有害廃棄物等の輸出入は「バーゼル法」及び「廃棄物処理法」により規制されているが、近年、有害廃棄物等の輸出入の増加に伴い、不適正な輸出入が相次いでいる。他方、アジア各国において、不法輸出入の防止に対する取組が不十分なことや廃棄物の処理体制が未整備であること等から、我が国から輸出された循環資源の処理において、現地での環境汚染を招いているとの批判が生じている。これらに対処するためには、国内外において、バーゼル条約の施行体制を強化し、不適切な輸出入を防止しつつ、適切な国際資源循環を確保することが急務である。

また、先進国（OECD加盟国、EUの構成国等）から途上国への有害廃棄物の輸出を禁止する規定を追加する内容のバーゼル条約95年改正（以下「BAN改正」）が、平成19年5月現在63カ国が批准しており、発効条件条項の解釈如何ではBAN改正が発効する状況となっているが、我が国としては、3Rイニシアティブの推進、東アジア循環型社会ビジョンの検討を進めており、国際的に、環境保全の確保と資源の有効利用の促進を図る観点からの検討が重要である。

上記を踏まえ、平成20年度は以下の取組を行う。

## バーゼル条約対策

バーゼル法に基づく規制対象物について、国際的動向及び国内での処理状況等を踏まえ、専門家の意見を聞きつつ、その判断基準の明確化を行う。さらに、バーゼル条約に適切な施行のためにバーゼル条約に定められた業務の実施、広報活動等を引き続き行う。

## アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討

我が国が主宰する「有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク」のワークショップの開催やウェブサイトの拡充により、アジア各国のバーゼル条約当局間の情報交換等の推進及びアジア地域の循環資源移動に関する基礎的検討を引き続き行う。

## (新) バーゼル条約95年改正に関する戦略的検討

BAN改正に対する我が国の対応を検討するため、BAN改正に関する考え方の整理、BAN改正が発効した場合の影響及びこれらを踏まえた上でのBAN改正批准のメリット・デメリットを総合的に検討する。

## 2. 施策の効果

### <アウトプット>

バーゼル条約規制対象物に関する基準

締約国規制状況等データベース(ウェブサイト上に掲載)

事業者等に対するバーゼル法等周知目的のポスター・冊子

アジア各国の関係法令データベース(ウェブサイト上に掲載)

循環資源輸出のトレーサビリティの確保に関するモデル事業

BAN改正に対する主要各国の動向、国内関係者の意向の把握

### <アウトカム>

- ・資源循環の不法輸出入の未然防止
- ・条約に対応するための業務の円滑化
- ・事業者のバーゼル法等の普及
- ・廃棄物等の不法輸出入防止に関するアジア各国間のネットワーク強化
- ・アジア各国のバーゼル条約担当官、税関担当官等の能力向上
- ・循環資源の不法輸出入の未然防止我が国としてBAN改正にどのように取り組んでいくかについての整理

## 3. 備考

|                           |          |
|---------------------------|----------|
| 国際的環境問題対策費                | 59,195千円 |
| (内訳)                      |          |
| バーゼル条約対策費                 | 9,583千円  |
| アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討 | 35,396千円 |
| バーゼル条約95年改正に関する戦略的検討      | 14,216千円 |

# バーゼル条約の適切な施行に向けた取組

## アジア諸国との協力推進

バーゼル条約が提唱する「アジア・太平洋地域E-Wasteプロジェクト」に対する支援、アジア諸国のバーゼル条約担当者間でのワークショップの開催

## バーゼル条約 アジアE-Waste プロジェクト

- ・E-Wasteワークショップの開催
- ・E-Waste発生量調査(タイ・マレーシア等)等の活動を支援

## DOWA携帯電話 回収プロジェクト

- ・各国における回収スキームの調査・検討
- ・各国から日本への輸送・資源回収(パイロットプロジェクトの実施)マレーシア、タイ及びシンガポール



DOWAエコシステム(株)、バーゼル条約事務局、同事務局インドネシア3者の調印式(2006年11月)



(↑他の貨物に混入して輸出を図った基板)



(↑中古利用目的と称したエアコン室外機)

## 不法輸出入防止 ワークショップ



- 第1回 2004年12月7日～8日(東京)
- 第2回 2005年11月23日(東京)
- 第3回 2007年3月28～29日(北京)

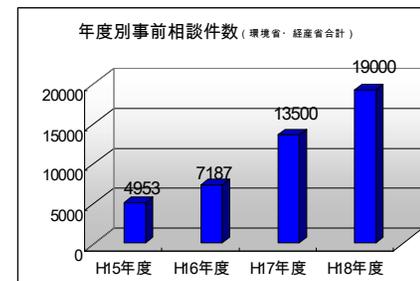
## 国内監視体制の強化

輸出業者向けに法制度に関する説明会や輸出入に係る事前相談、税関と協力した貨物の立入検査等の実施

## バーゼル法等説明会



## 輸出業者に対する 相談の実施



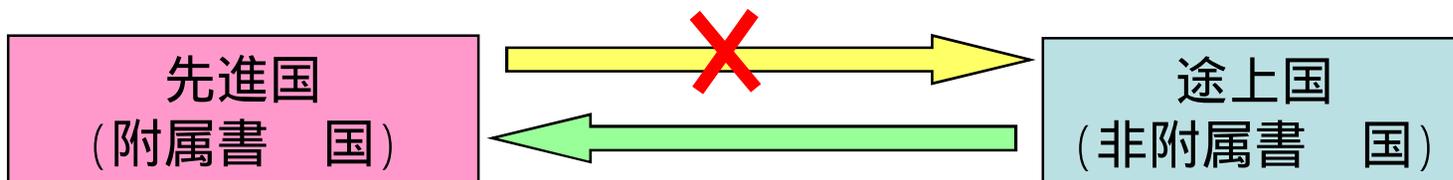
## 貨物検査



# バーゼル条約95年改正に関する戦略的検討 14,216千円(0千円)

バーゼル条約95年改正は、附属書国（OECD加盟国、EUの構成国等）から非附属書国への有害廃棄物の越境移動を禁止する規定が追加される内容となっている

現在63カ国が批准済み（2007年9月現在）



## 論点1:非附属書国間輸出入量の増加

非附属書国間の輸出入量の増加が懸念されており、バーゼル条約95年改正の実効性が薄れてきているのではないかと懸念されている。

非附属書国間での輸出入量の現状把握調査

## 論点2:附属書国への加入条件

附属書国に入るための条件は何か？適正なりサイクル能力を持つ国は、附属書国になりたいか？

→各国へのヒアリング調査及び実態調査

## 論点3:貿易協定との整合性

附属書国を先進国に限定することは、他の貿易協定が禁じる差別的扱いにならないか？

WTO協定や他の貿易協定との関係について調査

## 論点4:二国間協定との整合性

二国間協定を結んだ場合、附属書国から非附属書国への輸出が可能となるか？

→バーゼル条約における二国間協定や他の条約での取り扱いについて調査

バーゼル条約95年改正について戦略的検討が必要